



報道関係者 各位

平成 27 年 10 月 29 日 (木)

【照会先】

愛知労働局雇用均等室

室 長 白髭かすみ

地方機会均等指導官 杉浦アキコ

(電 話) 052-219-5509

愛知労働局における「女性活躍推進法」 の施行に向けた取組について

～一般事業主行動計画の策定、届出、公表は平成 28 年 4 月 1 日までに！！～

愛知労働局（局長 藤澤 勝博）では、本年 9 月 4 日に公布、一部施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（別添 1）の円滑な施行に向けた当面の対応として、以下のとおり取組を実施します。

【実施事項】

1 経済団体に対する要請

藤澤愛知労働局長と堀井愛知県副知事により、合同で県下の各経済団体に対して、平成 28 年 4 月 1 日に施行される「一般事業主行動計画の策定、労働局への届出等」について、各会員事業主等への周知の協力を要請します。

○11 月 18 日 (水) 10:15～ 愛知県中小企業団体中央会
11:00～ 愛知県商工会連合会
名古屋市中村区名駅 4-4-38
ウィンクあいち 16 階

○11 月 24 日 (火) 10:30～ 愛知県商工会議所連合会
名古屋市中区栄 2-10-19
名古屋商工会議所ビル 4 階
11:20～ 愛知県経営者協会
名古屋市中村区名駅 4-9-8
センチュリー豊田ビル
(豊田通商 (株) 本社)

○ 取材申込み等（別添2）

当日の取材を希望される場合は、訪問先に社名及び記者名を連絡する必要がありますので11月16日（月）午後5時までに愛知労働局雇用均等室あて電話（052-219-5509）でご連絡をお願いします。

2 説明会・個別相談会の開催

一般事業主行動計画策定等が円滑に行えるよう、法の周知徹底を図るための説明会を開催します。また、愛知労働局内に相談窓口を設け、個別相談会を開催します。

○ 女性活躍推進法説明会

1 日時 第1回 平成27年11月10日（火）14：00～16：00
第2回 平成27年11月17日（火）14：00～16：00
第3回 平成27年11月26日（木）13：30～15：30
第4回 平成27年12月3日（木）13：30～15：30

2 会場 第1回・第2回 ウィルあいち ウィルホール
（所在地：名古屋市東区上堅杉町1番地）
第3回 刈谷市産業振興センター 小ホール
（所在地：刈谷市相生町1丁目1番地6）
第4回 ライフポートとよはし 中ホール
（所在地：豊橋市神野ふ頭町3番地の22）

3 対象 企業の人事労務担当者、労働者

○ 取材申込み等（別添3）

取材を希望される場合は、愛知労働局雇用均等室あて電話（052-219-5509）でご連絡いただくか、当日受付にてお申し出ください。

○ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等のための個別相談会
（別添4）

1 日時 平成27年11月～平成28年2月、毎週木曜日（祝日除く）
① 10：00～ ② 13：00～ ③ 15：00～
（原則1企業1時間、事前予約制）

2 場所 愛知労働局雇用均等室
（名古屋市中区栄2丁目3番1号 広小路ビルヂング11階）

3 対象 企業の人事労務担当者

3 一般事業主行動計画策定届出の企業受付

① 時期 平成28年1月頃より

② 場所 愛知労働局雇用均等室

（名古屋市中区栄2丁目3番1号 広小路ビルヂング11階）

<添付資料>

- 別添 1 女性活躍推進法が成立しました！
- 別添 2 経済団体に対する要請取材要領 ※添付略
- 別添 3 女性活躍推進法説明会取材要領 ※添付略
- 別添 4 個別相談会案内

女性の職場における活躍を推進する 女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)

次の女性の活躍状況(①~④)については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、**年内**に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

(※1) そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※2) 望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) 行動計画の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

(※) 労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) ①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 公表項目はの中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ

今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

平成27年9月作成 リーフレットNo.15

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等のための 個別相談会を実施します！！

事業主の皆さま

平成28年4月1日から、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されます。愛知労働局雇用均等室では、一般事業主行動計画策定・届出・公表のための相談窓口を設け、来局による相談に応じます。お気軽にご相談ください。

○日 時

平成27年11月～平成28年2月 毎週木曜日

（祝日、年末年始と説明会開催日のため11月26日、12月3日を除く）

① 10:00～ ② 13:00～ ③ 15:00～

11月…19日（木）

12月…10日（木）、17日（木）、24日（木）

1月…7日（木）、14日（木）、21日（木）、28日（木）

2月…4日（木）、18日（木）、25日（木）

※ 原則、1企業1時間程度の予定です。

あらかじめ裏面の参加申込書により、日時をご予約ください。

予約状況によってはご希望の時間帯に相談できない場合がありますので、ご了承ください。

○場 所

愛知労働局 雇用均等室

名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング11階

○連 絡 先

愛知労働局 雇用均等室 担当 雇用均等指導員 篠澤 上村

電話：052-219-5509 FAX：052-220-0573

愛知労働局雇用均等室 行き

FAX 052-220-0573

個別相談会参加申込書

- 相談会は、1企業1時間程度を予定しています。
- 相談会に参加ご希望の方は、下記の事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
- お申込みを頂いた方には、当局から確認のご連絡をいたしますが、予約状況によっては、日時の変更をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

(ふりがな) 会社・団体名		
所在地(本社)	〒 ー	
担当部門名 参加者数	担当部門名(総務・労務・人事等)	参加者数 人
連絡先	(TEL) (担当部門内線)	(FAX)
ご希望の日、及び時刻をご記入ください。(3つまで)	第1希望：平成 年 月 日 : ~ 第2希望：平成 年 月 日 : ~ 第3希望：平成 年 月 日 : ~	